

平成 2 8 年 第 3 回 青 森 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 （ 本 会 議 6 日 目 提 出 ）

件 名		提出 件数
諮 問	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について</li> <li>○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について</li> <li>○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について</li> <li>○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について</li> </ul> <p style="text-align: center;">計</p>	4
合 計		4

## ○ 諮 問

### 諮問第 25 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 27 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 28 年 1 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

### 諮問第 26 号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 27 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を求める。
督促処分の内容	平成 28 年 1 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

### 諮問第 27 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 27 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成 28 年 2 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 229 条第 4 項

諮問第 28 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 34 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容	平成 27 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を求める。
徴収処分の内容	平成 28 年 2 月分の下水道使用料
関係法令	地方自治法第 229 条第 4 項